

大洲市教育委員会5月定例会会議録

1 開催の日時及び場所

平成23年5月30日(月) 午前10時00分

大洲市民会館 2階 中ホール

2 教育委員定数 5人

3 出席委員

委員長 兵頭 史彦

委員長職務代理者 片山 政治

委員 西山 千春

委員 稲田 秀一

教育長 叶本 正

4 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長 二宮 隆久

教育総務課長 井上 徹

学校教育課長 横田 宏

生涯学習課長 新野 武男

大洲学校給食センター所長 矢野 文康

生涯学習課主幹 林田 稔徳

教育総務課長補佐 久保 明敬

教育総務課長補佐 山下 和広

教育総務課主査 西田 ゆかり

5 開会宣言

委員長 開会に先立ちまして 皆さんに御報告いたします。

去る5月26日に岐阜市で開催されました 第63回 全国都市教育長協議会定期総会において、叶本教育長が、永年の教育振興への功績をたたえられ、表彰されました。

この榮譽に対しまして、心から敬意を表しますとともに、お慶びを申し上げます。叶本教育長さん、おめでとうございます。

ここで、叶本教育長より、挨拶があります。

〔叶本教育長挨拶・会議報告〕

只今から、大洲市教育委員会「5月定例会」を開会いたします。

〔午前10時00分 開会〕

6 前回会議録の承認

委員長 まず始めに、「前回会議録の承認」についてお諮りいたします。去る、4月25日開催の4月定例会の会議録につきましては、すでに事務局から各委員に原案が提示されております。

この原案に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 特に、質疑・意見もありませんので、前回会議録につきましては、原案のとおり承認することにいたします。

7 教育長一般報告

委員長 次に、「教育長一般報告」に移ります。各所属長から順次報告をお願いします。

〔各所属長、順次、「教育長一般報告」を行う。〕

委員長 只今の「教育長一般報告」につきまして、質疑・意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 以上で、「教育長一般報告」を終わります。

8 議 事

委員長 それでは、これより議事に入ります。

まず、「議案第24号 財産の処分並びに教育財産の取得の申出について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔生涯学習課長、「議案第24号」について説明する。〕

委員長 只今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 それでは、これより採決いたします。

「議案第24号」を原案のとおり決することに 賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

委員長 挙手全員であります。よって、「議案第24号」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「議案第25号 平成23年度 大洲市一般会計予算のうち教育費に係る6月補正予算について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔各所属長、順次、「議案第25号」について説明する。〕

委員長 只今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 それでは、これより採決いたします。

「議案第25号」を原案のとおり決することに 賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

委員長 挙手全員であります。よって、「議案第25号」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「議案第26号 大洲市教育振興基金条例の制定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔教育総務課長、「議案第26号」について説明する。〕

委員長 只今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 それでは、これより採決いたします。

「議案第26号」を原案のとおり決することに 賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

委員長 挙手全員であります。よって、「議案第26号」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「議案第27号 大洲市立学校設置条例の一部改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔教育総務課長、「議案第27号」について説明する。〕

委員長 只今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 それでは、これより採決いたします。

「議案第27号」を原案のとおり決することに 賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

委員長 挙手全員であります。よって、「議案第27号」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「議案第28号 大洲市立図書館条例の一部改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔生涯学習課長、「議案第28号」について説明する。〕

委員長 只今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 それでは、これより採決いたします。

「議案第28号」を原案のとおり決することに 賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

委員長 挙手全員であります。よって、「議案第28号」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「議案第29号 大洲市学校給食センター整備運営事業契約の締結について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔教育総務課長及び教育総務課長補佐、「議案第29号」について説明する。〕

委員長 只今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 それでは、これより採決いたします。

「議案第29号」を原案のとおり決することに 賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

委員長 挙手全員であります。よって、「議案第29号」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「議案第30号 大洲市立学校校区規則の一部改正について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔学校教育課長、「議案第30号」について説明する。〕

委員長 只今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 それでは、これより採決いたします。

「議案第30号」を原案のとおり決することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

委員長 挙手全員であります。よって、「議案第30号」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「議案第31号 大洲市公民館運営審議会委員に委嘱について」から「議案第34号 専決した事件の報告並びに承認を求めることについて」までの議案4件は、議事の都合により、のちほど審議することいたします。

次に、「その他」に移ります。まず、各委員さん方、何かありませんか。

西山委員 大洲市広報にも掲載されていたが、学童保育が6か所始まっている。その様子や情報などが入っていればお聞かせ願いたい。

教育総務課長 資料を配付します。この資料は、社会福祉課からの情報により作成しました。23年4月1日から6か所の学童保育が実施されており、その状況は、従来、喜多小学校区1か所で開設されていましたが、喜多小学校区も小学校の特別教室に場所を移し、大洲小学校は、旧図書館の3階部分で実施しています。ほとんどの小学校の普通教室を利用していますが、平小学校区については、学校の隣の小鳥越の集会所で実施しています。利用者は、一番多いところで30人、少ないところで3人という状況でございまして、該当者数に対する利用率は、長浜小学校で20.3%となっており、利用者の多い喜多小学校の利用率は10.3%となっています。事前の社会福祉課の調査よりは、現在のところ低い利用率になっています。

今後は、24年度に開設を予定しているのが5校あり、久米小学校は学校に隣接しているJAの社屋を利用し、後の4校は学校の教室を利用するということです。

考え方として学校の教室を利用するということは、余裕教室ということではなく、時間が来れば教室を学童保育に利用するということです。学校は、学童保育に利用しない時間帯には学校行事で使用することもあるということです。

西山委員 東日本大震災を受けて、学校では避難訓練等を見直しているのか。また、原発に関する勉強会、学習会が開かれているようである。私が聞いたところでは、伊方町や八幡浜市では、子ども達がもし被爆したときのためにヨウ素が常時準備されているとのことであるが、そのような情報がありましたらお願いしたい。

学校教育課長 まず、避難訓練の見直しにつきましては、学校では既に年間計画を立案しており、その計画に沿って実施をしております。ほとんどの学校が「火災への対応」、「不審者への対応」、そして「地震への対応」の3つを各学期に1回ずつ実施しております。

したがって、1学期に実施予定のところは既に実施しているところがありますが、2学期、3学期に予定しているところは、まだ未実施というところもございます。その辺の判断は、学校長に委ねています。

なお、教育委員会といたしましては、大洲市の防災対策を校長会に改めて示すとともに、特に長浜地区における津波を想定しての訓練をはじめ、他地区においても訓練の内容を見直して実施するよう指示をしています。次に、原発関係ですが、愛媛県原子力防災計画では、大洲市は伊方原子力発電所から半径20km以内の地域として一部の地域が第2種地域に指定されており、調査・広報を実施する対象地域になっています。

この対象地域には、平野小学校、平野中学校、上須戒小学校、櫛生小学校、豊茂小学校の5校があります。伊方原子力発電所の緊急時には、愛媛県原子力防災計画に基づき県からの指示がある場合に、小中学校の閉鎖等の対策を講じることになっています。

また、伊方町及び八幡浜市には、愛媛県原子力防災計画によって、原子力発電所の緊急時で放射性ヨウ素が放出される可能性が高い場合に、伊方原子力発電所から半径10km以内の第1種地域内の小中学校に配付できるように安定ヨウ素剤が保管されています。

大洲市では、緊急用にヨウ化カリウムが保管されていますが、学校用としては保管されておりません。

なお、中村知事は、東日本大震災を受け、愛媛県地域防災計画を見直し伊方原子力発電所の避難地域拡大などについて、再検討することを明らかにしており、教育委員会といたしましては、愛媛県地域防災計画の見直しを待って、今後の対応を検討したいと考えています。

委員長 次に、事務局はありませんか。

[学校教育課長、「大洲市いじめ・不登校等対策協議会設置要綱及び大洲市立幼稚園安心子育てコミュニティ広場推進委員会設置要綱」について説明する。]

委員長 只今事務局より説明がありましたが、何か質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 それでは次に、次回の「6月定例会」の開催日程についてお諮りします。事務局の原案がありましたら説明願います。

[教育総務課長、「原案」について説明する。]

委員長 只今事務局より説明がありましたが、委員の皆さんのご都合はいかがでしょうか。

[全委員、原案了承する。]

委員長 それでは、次回の「6月定例会」は、6月27日(月)の午後2時から、市民会館2階中ホールにおいて、開催することにいたします。ここで、お諮りいたします。「議案第31号」から「議案第34号」までの議案4件については、人事に関する案件でありますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第6項及び「大洲市教育委員会会議規則」第12条の規定に基づき、非公開により審議したいと思えます。これに賛成の方は挙手をお願いします。

[挙手全員]

委員長 挙手全員であります。よって、この議案4件の審議は、非公開とすることに決しました。

それでは、「議案第31号 大洲市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

なお、この「議案第31号」に限り、稲田委員につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第5項の規定により、本案の議事に参与することができないことになっております。ただし、教育委員会の同意があるときは、討論及び表決を除き、会議に出席し発

言することができますが、委員の皆さん、これに対しご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 異議なしと認めます。それでは、事務局より説明をお願いします。

〔生涯学習課長、「議案第31号」について説明する。〕

委員長 只今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 それでは、これより採決いたします。

「議案第31号」を原案のとおり決することに 賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

委員長 挙手全員であります。よって、「議案第31号」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「議案第32号 大洲市立博物館協議会委員の任命について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔生涯学習課長、「議案第32号」について説明する。〕

委員長 只今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 それでは、これより採決いたします。

「議案第32号」を原案のとおり決することに 賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

委員長 挙手全員であります。よって、「議案第32号」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「議案第33号 大洲市学校給食運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔学校給食センター所長、「議案第33号」について説明する。〕

委員長 只今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 それでは、これより採決いたします。

「議案第33号」を原案のとおり決することに 賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

委員長 挙手全員であります。よって、「議案第33号」は、原案のとおり決することにいたしました。

次に、「議案第34号 専決した事件の報告並びに承認を求めることについて」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔生涯学習課長、「議案第34号」について説明する。〕

委員長 只今の、事務局の説明に対しまして、質疑・意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

委員長 それでは、これより採決いたします。

「議案第34号」を原案のとおり決することに 賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

委員長 挙手全員であります。よって、「議案第34号」は、原案のとおり決することにいたしました。

9 閉会宣言

委員長 以上で、本日の議事はすべて終了いたしましたので、これをもって本日の定例会を閉会することにいたします。

〔午前11時10分 閉会〕

上記会議の顛末を記録して、その相違なきことを証するためここに署名する

委 員 長

委 員 長
職務代理者

委 員

委 員

上記、記録責任者